

The background features a vibrant illustration of a park scene. In the foreground, a man in a white shirt and dark pants is lifting a young child into the air. To the right, a group of children are playing together on the grass. In the background, there are large, leafy green trees and a city skyline with several skyscrapers under a bright sky. The top half of the image is overlaid with a semi-transparent blue pattern of overlapping leaf shapes.

# 新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)

令和 2(2020) 年度～令和 6(2024) 年度

【概要版】

令和 2 (2020) 年 3 月  
新宿区

## 〈目 次〉

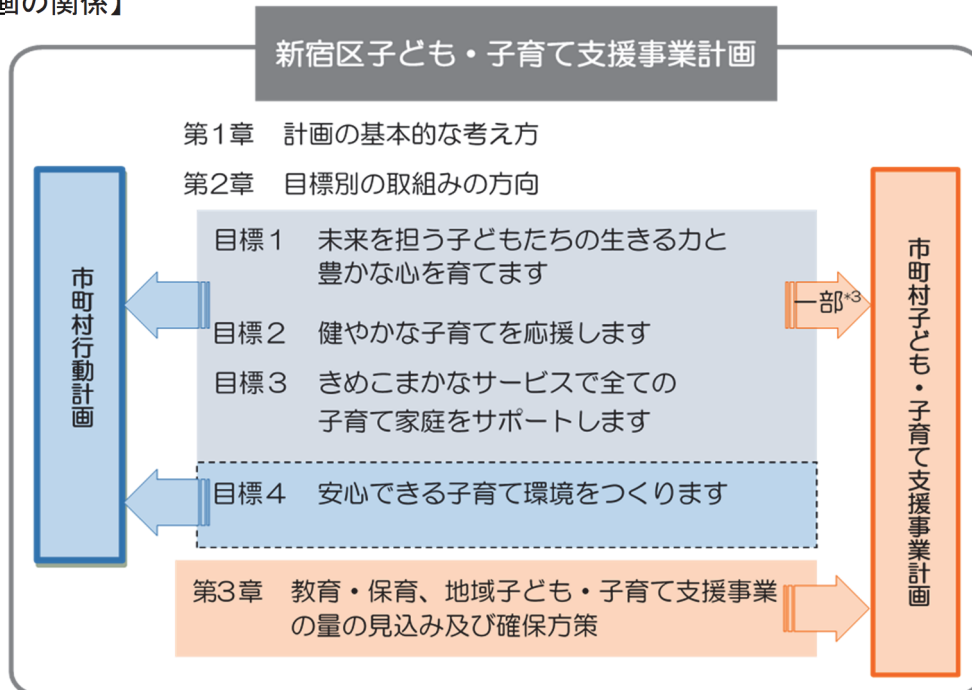
第 1 章 計画の基本的な考え方	
1 計画の位置付け及び計画期間等.....	1
計画の位置付け .....	1
計画期間.....	1
2 計画策定のための調査の実施等.....	2
計画策定体制.....	2
3 計画全体の構成 .....	3
総合ビジョン .....	4
基本目標.....	4
施策の体系.....	5
第 2 章 目標別の取組みの方向	
1 目標別の取組み方向と主な事業.....	6
施策目標と目標別の取組みの方向.....	6
ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援事業* .....	9
点検・評価*.....	13
（*計画案では、第 1 章で説明していますが、概要版では構成上第 2 章で説明しています。）	
第 3 章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	
1 教育・保育提供区域の設定.....	14
保育提供区域の設定.....	14
教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 .....	14
保育提供区域の考え方.....	15
2 各年度における教育・保育の量の見込み.....	16
保育所等.....	16
幼稚園等.....	16
地域子ども・子育て支援事業 .....	17

# 1 計画の位置付け及び計画期間等

## 計画の位置付け

新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（以下「本計画」という。）は、「子ども・子育て支援法」第2条\*1（基本理念）を踏まえ、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「子ども・子育て支援法」第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。あわせて、「次世代育成支援対策推進法\*2」第8条に基づく「市町村行動計画」として第三期までの「新宿区次世代育成支援計画」を継承し、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、妊娠期から世帯形成期を対象に、子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取組みについて、区が目指す方向性と施策を本計画に含めて示しています。また、「新宿区総合計画」の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」の実現を目指した分野別計画でもあります。

### 【2つの計画の関係】



\*1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

\*2 平成17年度から平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」は、法の一部改正により令和6年度までの10年間の期間を延長されましたが、市町村行動計画の策定は任意化されました。

\*3 市町村子ども・子育て支援事業計画の事業内容は、第3章のほか第2章の目標1から3においても記載しています。

## 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間の期間を計画期間とします。

## 2 計画策定のための調査の実施等

「新宿区次世代育成支援に関する調査」（以下「区の調査」という。）は、区民の子育て支援サービスの利用状況や子どもと子育て家庭等の意識、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するため、平成30年11月13日から30日の間に実施しました。

下表の1及び2は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計するため、3から8までは、子育て支援サービスの利用状況や子どもと子育て家庭等の意識を把握するため実施しました。さらに、今回の調査からは、子どもの日常的な暮らしの状況や子ども自身の意識をより詳細に把握するため、3及び4を新たに加えています。

調査結果は、第2章の中で施策毎に「現状と課題」の中で引用しているほか、第3章の事業量の見込みの基礎数値として使用しています。

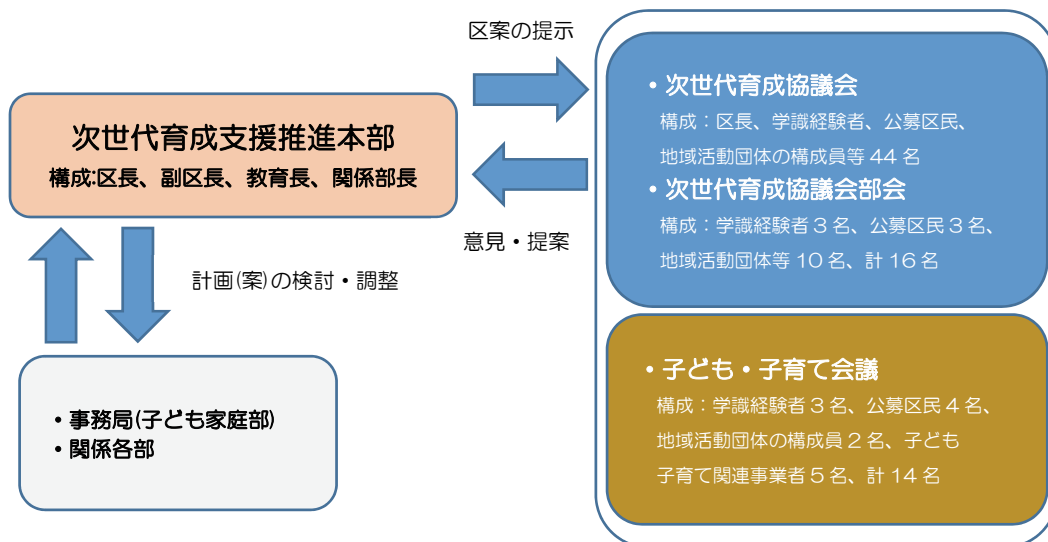
なお、調査対象・回収率等は、以下のとおりです。また、調査結果は区公式ホームページや図書館・特別出張所などで閲覧することができます。

\* 調査票の発送・回収ともに郵送（回答は無記名）とし、対象は住民基本台帳に基づく年齢別の無作為抽出としました。

	対象者	対象者数 (人)	有効回収数 (票)	有効回収率
1	就学前児童保護者	2,500	1,214	48.6%
2	小学生保護者	2,200	1,128	51.3%
3	小学校5・6年生	800	293	36.6%
4	小学校5・6年生保護者	800	342	42.8%
5	中学生	800	282	35.3%
6	中学生保護者	800	345	43.1%
7	青少年（15歳～17歳）	1,000	291	29.1%
8	若者（18歳～39歳）	1,200	256	21.3%
	合計	10,100	4,151	41.1%

### 計画策定体制

本計画は庁内検討組織である「新宿区次世代育成支援推進本部」、公募区民・学識経験者・地域活動団体の構成員等からなる「新宿区次世代育成協議会」及び「新宿区次世代育成協議会部会」において、前計画の進捗状況の把握・検証を行いつつ、計画案を検討・協議するとともに、公募区民・学識経験者・地域活動団体の構成員・子ども子育て関連事業者からなる「新宿区子ども・子育て会議」の意見を伺いながら、策定を進めてきました。

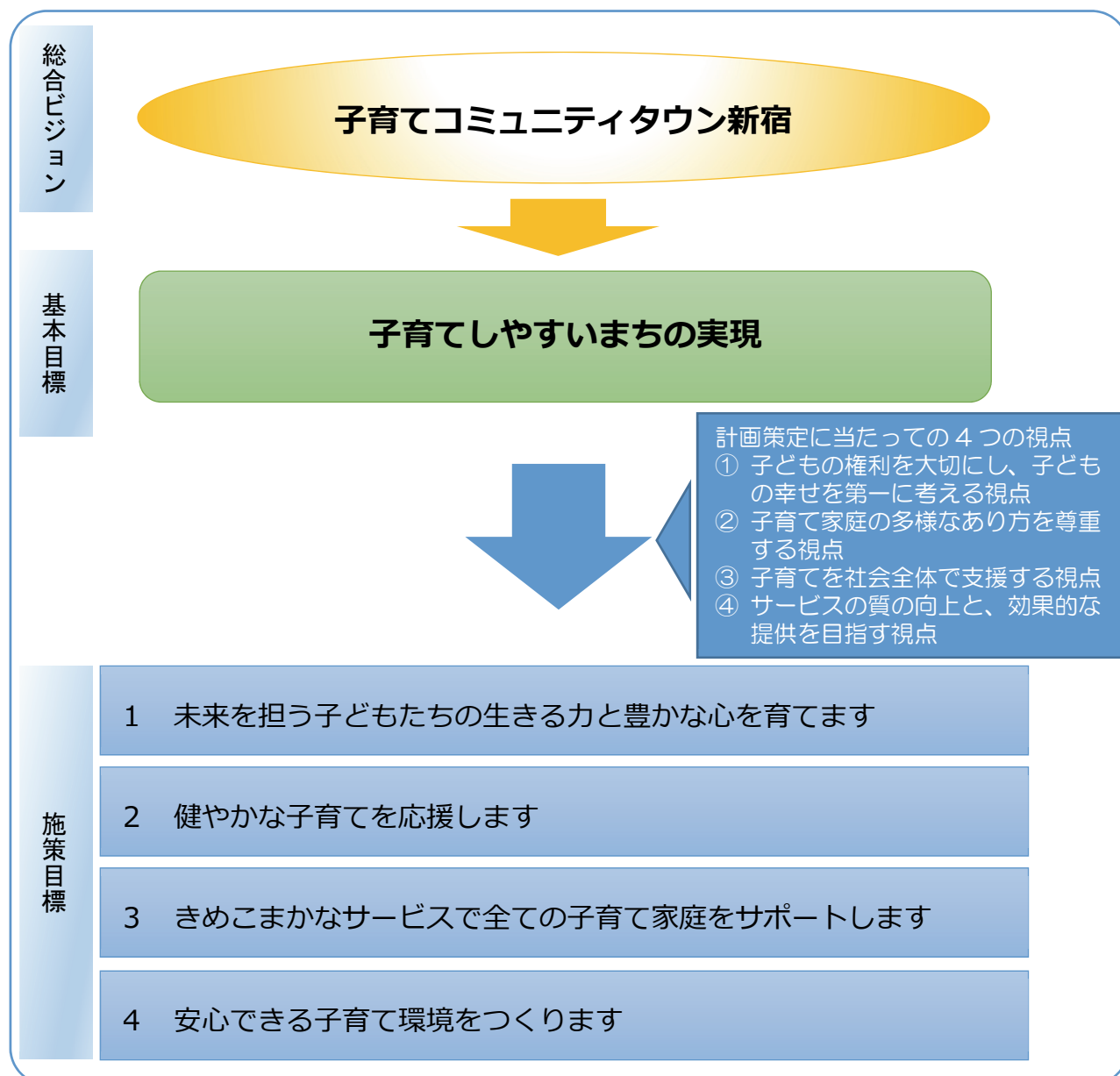


### 3 計画全体の構成

新宿区は、高層ビル街や大規模繁華街、閑静な住宅街、歴史や伝統が色濃く残る街並み、地場産業の集積する地域、学生街、国際的な街など多彩な顔を持ち、住み、働き、学び、楽しみ、憩い、集うことのできる、都市機能がバランスよく集積した魅力にあふれたまちです。

新宿のまちで生活し活動する多様な人々が、自分の子育て経験を活かしながら他人の子育てを応援する中で、「子育て」をきっかけに出会いと交流が生まれ、コミュニティが育っていきます。また、自分に合った子育て支援サービスを豊富なメニューの中から選択できるとともに、ワーク・ライフ・バランスが一層推進されることで、誰もが子育てを楽しみながら生き生きと暮らすことができます。こうした目指すべきまちの姿への思いを、「子育てコミュニティタウン新宿」に込め、本計画の総合ビジョンに掲げました。

この「子育てコミュニティタウン新宿」を推進していくため、本計画では「子育てしやすいまちの実現」を基本目標として掲げるとともに、4つの施策目標を定め、子どもと子育て支援施策にかかる取組みの方向と具体的な事業を体系化しました。



## 総合ビジョン

本計画の総合ビジョンに掲げる「子育てコミュニティタウン新宿」とは、新宿のまちにおいて、以下に掲げる具体的な4つのまちの姿が実現されることと捉えています。

### 子育てコミュニティタウン新宿

- ①子育てを応援する人とサービスが豊富なまち
- ②支えあいの子育てから新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまち
- ③都市の魅力が子育てに活かしているまち
- ④ワーク・ライフ・バランスのとれた子育て環境を実現するまち

## 基本目標

「子育てコミュニティタウン新宿」の実現を目指し、本計画の基本目標及び数値目標を次のとおりとします。

《基本目標》

### 子育てしやすいまちの実現

《数値目標》

「子育てしやすいまちの実現」のため、「子育てしやすいまちだと思う人」の割合を増やすことを数値目標として定めます。

区分	現状 (平成30年度区の調査結果)	目標 (令和6年度)
就学前児童保護者	59.3%	65.0%
小学生保護者	61.9%	65.0%

## 施策の体系

### 目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

- 1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて
  - ① 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利
  - ② 虐待から子どもを守るための取組み
  - ③ 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み
- 2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために
  - ① 質の高い学校教育の推進
  - ② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援
- 3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために
  - ① 心とからだの栄養素 「遊び」
  - ② 心とからだの栄養素 「文化・芸術」
  - ③ 心とからだの栄養素 「食」
- 4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて
- 5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

### 目標2 健やかな子育てを応援します

- 1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組み
- 2 子どもの健やかな成長のために
  - ① 乳幼児の健やかな発達支援
  - ② 学童期から思春期までの健康づくり

### 目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

- 1 子育て支援サービスの総合的な展開
  - ① 子育て支援サービスの充実
  - ② 経済的な支援
  - ③ 子どもの貧困問題に向けた取組み
- 2 就学前の教育・保育環境の充実
  - ① 保育所待機児童の解消
  - ② 保育サービスの充実と質の確保
  - ③ 幼児教育環境の充実
- 3 放課後の子どもの居場所の充実
  - ① 学童クラブの充実と質の確保
  - ② 放課後子どもひろば等の充実
- 4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために
- 5 ひとり親家庭への支援
- 6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進
- 7 外国につながるのある家庭、子どものために

### 目標4 安心できる子育て環境をつくります

- 1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり
- 2 子どもの笑顔があふれるまちづくり
- 3 もっと安全で安心なまちづくり
- 4 未来の子どもたちへの環境づくり

## 1 目標別の取組み方向と主な事業

### 施策目標と目標別の取組みの方向

施策目標を設定するに当たっては、「①子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点」「②子育て家庭の多様なあり方を尊重する視点」「③子育てを社会全体で支援する視点」「④サービスの質の向上と、効果的な提供を目指す視点」という4つの視点を重視します。

#### 目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

子ども時代は、人として成長していく土台が築かれるかけがえのない時期です。次世代の親となり未来の担い手となる子どもたちの権利を尊重し、自立して生きていくために必要な豊かな知性・感性・考える力・体力や生活力が育つよう、教育環境や育成環境の充実を図っていきます。また、子どもが社会的に自立した若者として成長していけるよう、切れ目のない支援を推進します。

##### 【取組みの方向】

##### 施策1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて

- ・子どもの人権教育の推進と啓発事業の充実を図ります。
- ・子ども自身が取り組める身近な課題から区政への参加意欲を促進します。
- ・虐待などの相談が気軽にできる仕組みとネットワークの充実を図ります。
- ・育児の負担感や困難感を軽減し虐待の発生を予防します。
- ・児童相談所の開設に向け準備します。
- ・いじめの防止や不登校対策等の取組みを充実します。

##### 施策2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために

- ・確かな学力を育む学校教育の充実を図ります。
- ・子どもの豊かな人間性と社会性を育む教育の充実を図ります。
- ・地域との連携や協働による教育を推進します。
- ・教員の勤務環境の改善や働き方改革を推進します。
- ・子ども総合センターを核とする障害児等支援体制の充実を図ります。
- ・保健センターや保育所・幼稚園等で子どもの成長・発達に応じた相談等の充実を図ります。
- ・障害のある子どもの能力を伸ばすとともに確かな学びを保障するため特別支援教育を推進します。
- ・障害者理解教育を推進します。

##### 施策3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために

- ・子どもたちの「遊び」を支援するとともに、未来の地域活動の担い手を育成します。
- ・区民等関係者の意見を聞きながら魅力ある公園の整備を行います。
- ・子どもたちが、様々な文化芸術を体験できるよう、文化芸術振興基本条例に基づく取組みを推進していきます。
- ・子ども読書活動推進計画を着実に推進します。
- ・子どもの発達に応じた食生活を送れるよう適切な支援を行います。
- ・食に関する正しい知識の普及に努めるとともに食への関心や理解を推進していきます。

##### 施策4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて

- ・若者が社会の中で孤立することなく、自分らしく生きられるように支援していきます。
- ・若者の自立に向けて、関係機関が連携しながら、包括的な支援体制を構築していきます。
- ・自殺対策計画に基づき若者の自殺対策を強化します。

##### 施策5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

- ・国際理解教育を推進し、国際化社会で生きる力を育みます。



## 目標2 健やかな子育てを応援します

健やかに子どもを生き育てられるよう、妊娠・出産・子育て期における親と家庭を支援するサービスを充実させます。また、乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子どもの成長に合わせて、心身ともに健やかな成長を促すための支援を充実させていきます。

### 【取組みの方向】

#### 施策1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組み

- ・安心して出産を迎えるための支援を充実します。
- ・妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実します。

#### 施策2 子どもの健やかな成長のために

- ・出産後早期から支援が必要な母親に対して、適切なサービスを提供します。
- ・子どもの成長・発達に応じた健診・相談等の充実を図ります。
- ・病気や事故防止及び医療に関する情報提供を充実します。
- ・休日や夜間における子どもの急患診療体制を確保します。
- ・学童期や思春期にある子どものこころの健康を支援します。
- ・体力づくりと生活習慣病の予防を推進します。

## 目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

子育てしやすい社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、全ての子育て家庭が心にゆとりを持って子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図るとともに、子育て支援サービスを必要としている人が、気軽に利用できる環境づくりを進めていきます。さらに、保育園の待機児童解消対策を推進するとともに、学童クラブの充実を図ります。

### 【取組みの方向】

#### 施策1 子育て支援サービスの総合的な展開

- ・一時保育やファミリーサポート事業等を拡充し、保護者の育児負担を軽減します。
- ・相談しやすい環境を整備し、多様化・複雑化する相談に対応できるよう職員の専門性向上を図ります。
- ・子どもにもわかりやすく情報を提供し、区政への関心を育てていきます。
- ・子育てに関する情報が、誰でも簡単に入手できるための仕組みづくりを進めます。
- ・子育てに伴う経済的負担を軽減するための施策を実施します。
- ・子どもの貧困問題に対して関係部局が連携し、子どもの貧困対策に関する課題、実態の把握、指標の確認や事業の進捗管理等を実施します。
- ・支援を必要としている家庭が、円滑に事業を利用できるよう、子育て支援施策ガイド等を発行し、わかりやすい情報発信に努めます。

#### 施策2 就学前の教育・保育環境の充実

- ・計画的に保育所等を整備し、待機児童解消対策を推進します。
- ・多様な保育ニーズに対応した保育サービスを提供します。
- ・指導監査や研修等を通じて、保育の質の向上を図ります。
- ・合同研修や交流保育を通じて、より良い就学前教育の場となるように取組みを充実します。
- ・区民ニーズに対応した幼児教育環境の充実を図ります。

#### 施策3 放課後の子どもの居場所の充実

- ・学童クラブ事業の質の維持向上を図るとともに、活動場所の確保を進めていきます。
- ・放課後子どもひろば等を充実します。

- ・障害のある子どもの放課後の居場所を提供します。 (目標3の【取組みの方向】のつづき)

#### 施策4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

- ・特に配慮が必要な子どもへの教育・保育の質の向上を図ります。
- ・障害者福祉の制度の対象とならない子どもへの支援を行います。
- ・計画的にサービスが利用できるよう「障害児支援利用計画」の作成を行います。
- ・障害のある保護者が育児を行う際に必要な支援を行います。

#### 施策5 ひとり親家庭への支援

- ・仕事と育児の両立による安定した生活基盤を築くため、より良い就労に向けた資格取得等の支援を行います。
- ・ひとり親家庭への生活基盤の安定のための支援を継続し、自立に向け必要な情報を提供します。

#### 施策6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進

- ・子育てしやすい環境づくりに向けて、区民や事業者を対象に意識啓発や再就職の支援等を行います。
- ・男性の育児参加へのきっかけづくりを推進します。
- ・子育てしやすいさの向上に取り組んでいる企業を支援します。

#### 施策7 外国につながるのある家庭、子どものために

- ・外国につながるのある家庭と子どもたちをサポートします。

## 目標4 安心できる子育て環境をつくります

子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる取組みや多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めていきます。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動を推進するとともに、環境問題への取組みや居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現を目指します。

### 【取組みの方向】

#### 施策1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

- ・子育てを支援する人々や団体の出会う機会を確保し、活動ができるよう支援します。
- ・新宿区子ども未来基金を活用した活動への支援を継続します。
- ・複合型の児童館や地域交流館等において、世代間交流が図れる機会を確保します。

#### 施策2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

- ・子どもと外出しやすいまちを推進します。
- ・誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちを実現していきます。

#### 施策3 もっと安全で安心なまちづくり

- ・地域との協働による見守りの輪を広げる活動を支援します。
- ・学校の安全対策を推進します。
- ・子どもの緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」を普及します。
- ・子どもの安全を守るための情報を迅速かつ的確に提供します。

#### 施策4 未来の子どもたちへの環境づくり

- ・環境学習情報センターの機能の充実を図ります。
- ・学校等での環境学習を推進します。
- ・子育て世帯の住環境の改善を図ります。

ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援事業

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳
目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます	1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて						
	①全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利						
				・人権教育の推進			
				・子どもの施策への参画促進			
	②虐待から子どもを守るための取組み						
		・子ども家庭・若者サポートネットワーク					
		・子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口)					
		・要保護児童対策地域協議会					
		・育児支援家庭訪問事業(養育支援)					
		・要支援家庭を対象とした子どもショートステイ					
		・児童相談所の整備					
	③子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み						
				・新宿子どもほっとライン			
				・情報モラル教育の推進			
				・学校問題支援室の運営			
				・学校問題等調査委員会の運営			
				・児童・生徒の不登校対策			
	1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために						
	①質の高い学校教育の推進						
				・学校サポート体制の充実			
				・学校評価の充実			
				・ICTを活用した教育の充実			
				・創意工夫ある教育活動の推進			
				・地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実			
				・部活動を支える環境の整備			
②一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援							
	・発達相談						
	・児童福祉法に基づく児童発達支援						
	・障害児等巡回保育相談	・特別支援教育の推進					
	・学校における巡回指導・相談体制の充実						
	・まなびの教室(特別支援教室)						
	・障害者理解教育の推進						
1-3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために							
①心とからだの栄養素「遊び」							
	・児童館・放課後子どもひろばでの遊びの支援						
			・未来を担うジュニアリーダーの育成				
	・プレイパーク活動の推進						
	・みんなで考える身近な公園の整備						
	・新宿中央公園の魅力向上						
②心とからだの栄養素「文化・芸術」							
	・文化体験プログラムの展開						
			・学校における伝統文化理解教育の推進				
	・子ども読書活動の推進						
	・絵本でふれあう子育て支援	・学校図書館の充実					

第2章 目標別の取組みの方向

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳		
<b>目標1</b> 未来を担う子どもたちの 豊かな心を育てます	③心とからだの栄養素「食」								
		・もぐもぐごっくん支援事業 ・1歳児食事講習会 ・離乳食講習会							
		・栄養相談			・メニューコンクール				
		・保育園・子ども園での食育の推進 ・児童館等の職員への食育研修							
		・食育講演会							
		・食育講座							
		・学校(園)における食育の推進							
		1-4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて							
							・若者のつどい ・若者対象講座		
				・だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進					
	・子ども・若者総合相談								
			・自殺総合対策						
	1-5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために								
			・国際理解につながる情報発信						
			・英語キャンプの実施						
		・創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進							
<b>目標2</b> 健やかな子育てを 応援します	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組み								
		・母親・両親学級等の開催							
		・妊婦健康診査							
		・妊婦歯科健康診査							
		・出産・子育て応援事業(ゆりかご・しんじゅく)							
		・はじめまして赤ちゃん応援事業							
	2-2 子どもの健やかな成長のために								
	①乳幼児の健やかな発達支援								
		・親と子の相談室							
		・はじめまして赤ちゃん応援事業							
		・オリーブの会(MCG)							
		・すくすく赤ちゃん訪問							
		・乳幼児健康診査							
		・新生児聴覚検査							
		・乳幼児から始める歯と口の健康づくり							
		・育児相談・育児グループ・育児講演会							
		・すこやか子ども発達相談							
		・家庭における乳幼児事故防止対策							
		・子どもに関する医療情報の提供							
	・小児平日・土曜日夜間診療								
	・休日診療								
②学童期から思春期までの健康づくり									
			・出張健康教育						
			・10代のこころの健康に関する普及啓発						
			・健康相談						
			・スポーツへの関心と体力の向上						
			・セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施						
			・小児生活習慣病予防健診						

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳		
目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします	3-1 子育て支援サービスの総合的な展開								
	①子育て支援サービスの充実								
		・一時保育の充実							
		・ひろば型一時保育の充実							
		・ファミリーサポート事業							
		・子どもショートステイ							
		・子ども総合センターの運営							
		・子ども家庭支援センターの運営							
		・子育て支援コーディネート体制の充実							
		・地域子育て支援拠点事業							
		・利用者支援事業							
			・幼稚園子育て支援事業の実施						
				・キッズページの運営					
			・子育て支援情報の配信						
		②経済的な支援							
			・児童手当(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)						
			・児童育成手当(育成手当18歳に達する日以後の最初の3月31日まで・障害手当20歳未満)						
			・児童扶養手当(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)						
			・特別児童扶養手当(20歳未満)						
			・子ども医療費助成(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)						
			・ひとり親家庭医療費助成(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)						
			・保育園・子ども園等の保護者の負担軽減						
			・保育園・子ども園等の保護者の多子世帯負担軽減						
				・区立幼稚園保護者の負担軽減					
				・私立幼稚園保護者の負担軽減					
		③子どもの貧困問題に向けた取組み							
					・生活保護受給世帯の小学生等への地域生活自立支援				
					・生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援				
						・生活困窮世帯の中学生等への学習支援			
					・就学援助				
				・支援施策ガイドの作成・配付					
	3-2 就学前の教育・保育環境の充実								
	①保育所待機児童の解消								
		・認可保育所等の整備							
		・認証保育所への認可化移行支援							
		・地域型保育事業等							
	②保育サービスの充実と質の確保								
		・特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児等】							
		・定期利用保育の実施							
		・各種研修の充実							
		・指導検査							
	③幼児教育環境の充実								
		・就学前教育合同研修等の充実							
			・私立幼稚園における預かり保育の実施						
			・子ども園における預かり保育の充実						
			・区立幼稚園における3歳児保育の実施						
			・区立幼稚園における預かり保育の実施						
			・私立幼稚園に対する補助金の交付						

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳
目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします	3-3 放課後の子どもの居場所の充実						
	①学童クラブの充実と質の確保						
				・学童クラブの充実 ・各種研修の充実			
	②放課後子どもひろば等の充実						
				・放課後子どもひろばの拡充 ・学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営 ・児童福祉法に基づく放課後等デイサービス ・障害児等タイムケア事業			
	3-4 特に配慮が必要な子どもと家族のために						
		・保育園等における障害児保育 ・幼稚園における特別支援教育		・学童クラブにおける障害児保育			
		・保育所等訪問支援事業					
		・補装具費の支給					
		・日常生活用具の支給					
				・住宅設備改善			
		・中等度難聴児発達支援事業					
		・障害児者のための居宅介護(ホームヘルプサービス)					
		・ペアレントメンターの活用・養成					
				・障害児者のための短期入所(ショートステイ)			
		・重症心身障害児等在宅レスパイトサービス					
	3-5 ひとり親家庭への支援						
		・生活向上支援事業(ひとり親家庭福祉)(20歳未満)					
		・母子家庭等自立支援給付事業					
		・ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業					
3-6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進							
						・ワーク・ライフ・バランス についての意識啓発	
						・育児ママの再就職準備講座	
						・男性の育児・介護サポート 企業応援事業	
						・父親の育児参加の促進	
						・ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定制度	
3-7 外国につながるのある家庭、子どものために							
	・日本語学習への支援						
	・外国語版生活情報誌の発行						
	・保育園児等へのサポート						
			・日本語サポート指導				
				・日本語学級の運営			

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳
目標4 安心できる子育て環境をつくりまします	4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり						
	・家庭・地域の教育力との連携(子育てメッセ)						
	・北山伏子育て支援協働事業(ゆったりーの)			・青少年活動推進委員の活動			
	・新宿区子ども未来基金を活用した助成事業						
	・落合三世代交流事業						
	・児童と高齢者の交流						
	4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり						
	・子育て応援ショップの登録促進						
	・交通バリアフリーの整備促進						
	・ユニバーサルデザインまちづくりの推進						
	・清潔できれいなトイレづくり						
	4-3 もっと安全で安心なまちづくり						
	・みんなで進める交通安全						
	・安全教育の推進						
	・緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」						
	・安全で安心して暮らせるまちづくりの推進						
	4-4 未来の子どもたちへの環境づくり						
	・環境学習情報センターの管理運営						
	・地球温暖化対策の推進						
	・環境学習・環境教育の推進						
	・アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備)						
	・多世代・次世代育成居住支援						

### 点検・評価

各年度において、PDCA サイクルに基づき、行政評価制度等により各目標の主な事業についての評価を行い、計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、計画の見直しを図ります。

また、「教育・保育の量の見込み」や「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」等については、各年度の住民基本台帳人口を基に、新宿自治創造研究所が試算した人口推計を使用し、必要に応じて見直します。

さらに、施策をより効果的に推進するため、新宿区次世代育成支援推進本部、新宿区次世代育成協議会及び新宿区子ども・子育て会議において、計画の進行管理を行います。

なお、各会議の資料や議事録は区公式ホームページに掲載しています。

# 1 教育・保育提供区域の設定

## 保育提供区域の設定

- ① 東南地域・・・四谷、筆筍町、榎町、角筍特別出張所管内
- ② 中央地域・・・若松町、大久保、柏木特別出張所管内
- ③ 西北地域・・・戸塚、落合第一、落合第二特別出張所管内



【区域別の状況（平成31年4月1日現在）】

東南地域			中央地域			西北地域		
(四谷、筆筍町、榎町、角筍特別出張所管内)			(若松町、大久保、柏木特別出張所管内)			(戸塚、落合第一、落合第二特別出張所管内)		
0～5歳児人口 5,790人			0～5歳児人口 4,250人			0～5歳児人口 4,115人		
施設名	箇所数	定員数	施設名	箇所数	定員数	施設名	箇所数	定員数
認可保育所	23	2,188	認可保育所	15	1,443	認可保育所	16	1,432
認定こども園(保育)	6	847	認定こども園(保育)	7	808	認定こども園(保育)	4	532
認証保育所	5	181	認証保育所	6	167	認証保育所	5	206
その他の保育施設	6	81	その他の保育施設	1	19	その他の保育施設	3	58
計	40	3,297	計	29	2,437	計	28	2,228
児童数に占める定員の割合	56.94%		児童数に占める定員の割合	57.34%		児童数に占める定員の割合	54.14%	

## 教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

幼児教育施設や地域子ども・子育て支援事業については、現状においても広域利用が行われ、区域設定の考え方になじまないため、区内全域を一つの区域として設定します。



## 保育提供区域の考え方

前計画において、地理的条件や交通事情等を踏まえた保育施設の利用状況や保育施設の整備状況等を勘案し、隣接する3~4の特別出張所管内を一つの区域として3区域を設定しました。

保育提供区域は、計画期間中の教育・保育施設の整備の考え方の基本とするものですが、今後の社会状況や地域の状況に応じて必要が生じた場合には、適正な見直しを行っていきます。

### 東南地域

この地域は、子育て世帯の入居が想定されるマンションの建設が進んだほか、平成29年度に西新宿五丁目で大規模な再開発事業が完了するなど、地域の状況が大きく変化しつつあります。

そうした状況において東南地域では、前計画の5年間で積極的な保育所整備に取り組み、認可保育所12か所、認定こども園1か所、地域型保育事業2か所が開設したほか分園の整備や既存園の定員拡大等により、定員の確保を図ってきました。その結果、就学前児童数に対する保育定員の割合は、平成27年度の40.80%から、平成31年度は56.94%まで上昇しました。

しかし今後、四谷と西新宿エリアで複数の大規模な再開発事業が計画期間内に予定されており、多いものでは約500戸の住戸整備が計画されています。「大規模な再開発事業等による子育て世帯の大幅増が見込まれる地域」として、保育の提供体制と人口増を含めた地域の保育需要から、必要と判断される場合には、開発事業等と一体的に保育施設の整備を進めていきます。

### 中央地域

この地域は、戸山ハイツ周辺をはじめ、既に定員規模の大きい認可保育所や認定こども園が多くあります。就学前児童数に対する保育定員の割合は、平成27年度時点で55.35%となっており、積極的な施設整備を行ってきた他の2地域の現状と同水準の提供体制が、既に確保されていました。

前計画では、「地域内のみならず、近隣地域の保育ニーズにも対応できる地域」として、一定程度の近隣地域の需要を受け入れており、この5年間では局地的な地域の需要に応じて、エリアを限定した施設整備を行いました。この間、認可保育所6か所、認定こども園1か所が開設しています。

しかし、その間においても、この地域における就学前児童数は増加し、保育需要は年々高まっています。他の2地域における、就学前児童数に対する保育定員の割合は、ほぼ同水準まで高まっており、近隣地域の保育ニーズに対応する傾向は薄まっています。そのため今後は、地域内の保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に、エリアを限定した施設整備を行います。

### 西北地域

この地域は、住居専用地域が多く、保育所等の用地や建物の確保が難しい状況があったことから、保育施設が比較的少ない地域でした。しかし前計画の5年間で、平成26年度時点の就学前児童数に対する保育定員の割合が区内でも低かった落合第一出張所管内を中心に、積極的な保育所整備に取り組んできました。その結果、認可保育所7か所、地域型保育事業1か所が開設し、西北地域の就学前児童数に対する保育定員の割合は、平成27年度の40.87%から平成31年度は54.14%まで上昇し、他地域と同水準となりました。

こうした整備の進捗の結果、区における就学前児童数に対する保育定員の割合は、3区域ともにほぼ同水準まで進んできています。今後は、この地域の就学前児童数の状況を詳細に検証した上で、地域内の保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に、エリアを限定した施設整備を行います。

## 2 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育提供区域ごとに、現在の利用状況及び利用希望から推計した「量の見込み」に対応する「確保の内容及び実施時期（確保方策）」を、事業計画として定めます。計画期間中（令和2年度～令和6年度）は、本計画に基づき、質の高い教育・保育を計画的に実施していきます。

### 保育所等

（単位：人）

東南地域	令和2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
定員確保数	378	1,351	1,764	378	1,389	1,819	378	1,377	1,819	384	1,420	1,882	384	1,435	1,918
量の見込み	332	1,323	1,483	328	1,340	1,552	325	1,343	1,545	325	1,335	1,532	324	1,333	1,527
差引数	46	28	281	50	49	267	53	34	274	59	85	350	60	102	391

中央地域	令和2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
定員確保数	305	929	1,294	305	995	1,375	305	989	1,375	305	983	1,375	305	971	1,375
量の見込み	230	889	1,086	233	966	1,139	233	963	1,144	233	969	1,136	232	969	1,136
差引数	75	40	208	72	29	236	72	26	231	72	14	239	73	2	239

西北地域	令和2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
定員確保数	244	929	1,303	244	915	1,319	244	951	1,364	244	939	1,364	244	939	1,364
量の見込み	216	913	1,091	224	883	1,151	224	906	1,120	225	918	1,087	225	923	1,077
差引数	28	16	212	20	32	168	20	45	244	19	21	277	19	16	287

### 幼稚園等

（単位：人）


幼稚園等	令和2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
定員確保数	834	1,091	1,117	834	1,091	1,117	834	1,091	1,117	834	1,091	1,117	834	1,091	1,117
量の見込み	781	931	986	762	966	1,030	737	943	1,070	744	914	1,046	750	923	1,013
差引数	53	160	131	72	125	87	97	148	47	90	177	71	84	168	104

地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	単位	(参考)	確保数					
			利用実績	量の見込み					
				30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①延長保育事業	認可保育所等において、就労等でお迎えが基本開所時間を超える場合に保育を行う事業	人	—	3,712	3,934	4,009	4,115	4,172	
				2,218	2,231	2,229	2,215	2,210	
②放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	保護者の就労や疾病のために家庭で継続的に適切な保護が受けられない小学生を対象として、遊びと生活の場を提供し、健全育成を図る事業	人	1,796	1,978	2,076	2,174	2,272	2,370	
				1,947	2,041	2,140	2,243	2,352	
③子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で子どもを預かる事業	人日	785	14,965	15,695	16,425	17,155	17,885	
				2,651	2,673	2,676	2,667	2,667	
④地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業	か所 人日	— 271,980	65 131,391	65 130,657	65 131,176	65 131,516	65 131,462	
⑤-1 一時預かり事業	幼稚園で子育て支援の一環として、教育時間終了後に子どもを預かる事業	人日	61,096	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	
				79,019	80,461	79,926	78,735	78,350	
⑤-2 上記以外の一時預かり事業	一時的に子どもの保育が必要なときに預かる事業	人日	40,271	66,983	67,200	67,413	67,630	68,446	
				46,198	46,255	46,298	46,182	46,103	
⑥病児保育事業	子どもが病気のと看、又は病気の回復期にあり、保育施設等に預けることができないときに、集団保育が困難な期間、一時的に保育する事業	人日	2,069	7,411	7,468	7,525	7,582	7,640	
				7,296	7,340	7,330	7,287	7,268	
⑦ファミリーサポート事業(就学後)	子育ての援助を行いたい人(提供会員)と受けたい人(利用会員)を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業	人日	5,454	5,816	5,887	5,958	6,029	6,100	
				5,484	5,635	5,793	5,980	6,132	
⑧養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と認めた家庭に専門的なヘルパーを派遣し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上するための支援を行う事業	件	401	—	—	—	—	—	
				483	483	483	483	483	
⑨利用者支援事業	子どもや保護者が、教育・保育や地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業	か所	12	12	12	12	12	12	
				12	12	12	12	12	
⑩妊婦健康診査	母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、費用の一部を助成する事業	人 回	2,991 30,579	— 2,846	— 2,832	— 2,823	— 2,810	— 2,795	
				30,452	30,302	30,206	30,067	29,907	
⑪乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭を訪問指導員(助産師・保健師等)が訪問する事業	人	2,395	—	—	—	—	—	
				2,466	2,487	2,482	2,484	2,479	
⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	—	—	【実施についての考え方】 民間事業者への支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の支援、開設後の支援(巡回支援含む)等を行います。					
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	—	—	【実施についての考え方】 今後の状況を踏まえ、実施の可否も含めて検討していきます。					

(注1) 「④地域子育て支援拠点事業」及び「⑨利用者支援事業」の確保数は、箇所数で示します。

(注2) 「⑧養育支援訪問事業」、「⑩妊婦健康診査」及び「⑪乳児家庭全戸訪問事業」の確保数は、数値を明示することは求められていません。また、「⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」及び「⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業」の量の見込み・確保数は、数値を明示することは求められていません。



この印刷物は、業務委託により 3,000 部印刷製本しています。その経費として1部あたり 233 円（税別）がかかっています。ただし、編集時の人件費等は含んでいません。

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期) 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度 【概要版】

発行年月 令和2(2020)年3月

編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課

〒160-8484

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話03(5273)4260

ファックス03(5273)3610

印刷物作成番号

2019-8-3001

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。  
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。